

実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市を措置区域とし、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び同法第24条第9項による道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

また、今後、国の分科会における議論や基本的対処方針の見直しを踏まえ、見直しを行う。

措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

※ その他の市町村においては、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。

期間

令和3年8月2日(月)～9月12日(日)

改定内容については、8月20日(金)～9月12日(日)の期間の適用とする。